

事 務 連 絡
令和5年12月28日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[別記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合（47カ所）
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房教養厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

保医発 1 2 2 8 第 3 号
令和 5 年 1 2 月 2 8 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 長	}	殿
都道府県民生主管部(局)		
国民健康保険主管課(部)長		
都道府県後期高齢者医療主管部(局)		
後期高齢者医療主管課(部)長		

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 1 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号) の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和4年3月4日保医発 0304 第1号)の一部改正について

1 別添1の第2章第3部第1節第1款D001(10)の次に次を加える。

(11) プロスタグランジンE主要代謝物(尿)

ア プロスタグランジンE主要代謝物(尿)は、潰瘍性大腸炎の患者の病態把握の補助を目的として、尿を検体とし、CLEIA法により測定した場合は、本区分の「8」アルブミン定量(尿)及び区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査「3」HBs抗原、HBs抗体を合算した所定点数を準用して3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

イ 潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、区分番号「D003」糞便検査の「9」カルプロテクチン(糞便)、区分番号「D007」血液化学検査の「57」ロイシンリッチ α 2グリコプロテイン又は区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

2 別添1の第2章第3部第1節第1款D003(4)ア中の「又はLA法」を「、LA法又は金コロイド凝集法」に改め、イ中の「クローン病についてはELISA法、FEIA法、免疫クロマト法又はLA法」を「クローン病についてはELISA法、FEIA法、免疫クロマト法、LA法又は金コロイド凝集法」に改める。

3 別添1の第2章第3部第1節第1款D007(54)の次に次を加える。

(55) サイトケラチン18フラグメント(CK-18F)

ア サイトケラチン18フラグメント(CK-18F)は、1ステップのサンドイッチ法を用いた酵素免疫測定法により、非アルコール性脂肪肝疾患の患者(疑われる患者を含む。)に対して、非アルコール性脂肪性肝炎の診断補助を目的に実施した場合は、本区分の「48」オートタキシンを準用して算定する。

イ 本検査と「37」のプロコラーゲンⅢ-ペプチド(P-Ⅲ-P)、「36」のⅣ型コラーゲン、「40」のⅣ型コラーゲン・7S、「43」のヒアルロン酸、「48」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体又は「48」のオートタキシンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(別添参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日保医発 0304 第１号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 （略） 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 （略） 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D O O O （略） D O O 1 尿中特殊物質定性定量検査 (1)～(10) （略） <u>(11) プロスタグランジンE 主要代謝物（尿）</u> <u>ア プロスタグランジンE 主要代謝物（尿）は、潰瘍性大腸</u> <u>炎の患者の病態把握の補助を目的として、尿を検体とし、</u> <u>C L E I A 法により測定した場合は、本区分の「8」アル</u> <u>ブミン定量（尿）及び区分番号「D O 1 3」肝炎ウイルス</u> <u>関連検査 「3」HB s 抗原、HB s 抗体を合算した所定</u> <u>点数を準用して3月に1回を限度として算定できる。ただ</u> <u>し、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合に</u> <u>は、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明</u> <u>細書の摘要欄に記載する。</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 （略） 第 2 章 特掲診療料 第 1 部・第 2 部 （略） 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D O O O （略） D O O 1 尿中特殊物質定性定量検査 (1)～(10) （略） (新設)

イ 潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、区分番号「D 0 0 3」糞便検査の「9」カルプロテクチン（糞便）、区分番号「D 0 0 7」血液化学検査の「57」ロイシンリッチα 2 グリコプロテイン又は区分番号「D 3 1 3」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

D 0 0 2 ・ D 0 0 2 - 2 （略）

D 0 0 3 糞便検査

（１）～（３） （略）

（４） カルプロテクチン（糞便）

ア 「9」のカルプロテクチン（糞便）を慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助を目的として測定する場合は、E L I S A法、F E I A法、イムノクロマト法、L A法又は金コロイド凝集法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはE L I S A法、F E I A法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はL A法により、クローン病についてはE L I S A法、F E I A法、イムノクロマト法、L A法又は金コロイド凝集法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

D 0 0 2 ・ D 0 0 2 - 2 （略）

D 0 0 3 糞便検査

（１）～（３） （略）

（４） カルプロテクチン（糞便）

ア 「9」のカルプロテクチン（糞便）を慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助を目的として測定する場合は、E L I S A法、F E I A法、イムノクロマト法又はL A法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ 本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはE L I S A法、F E I A法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はL A法により、クローン病についてはE L I S A法、F E I A法、イムノクロマト法又はL A法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ (略)

D 0 0 4 ～ 0 0 6 - 28 (略)

D 0 0 7 血液化学検査

(1) ～ (54) (略)

(55) サイトケラチン 1 8 フラグメント (C K - 1 8 F)

ア サイトケラチン 1 8 フラグメント (C K - 1 8 F) は、
1 ステップのサンドイッチ法を用いた酵素免疫測定法によ
り、非アルコール性脂肪肝疾患の患者（疑われる患者を含
む。）に対して、非アルコール性脂肪性肝炎の診断補助を
目的に実施した場合は、本区分の「48」オートタキシンを
準用して算定する。

イ 本検査と「37」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド (P -
Ⅲ - P)、 「36」のⅣ型コラーゲン、 「40」のⅣ型コラー
ゲン・7 S、 「43」のヒアルロン酸、 「48」のM a c - 2
結合蛋白糖鎖修飾異性体又は「48」のオートタキシンを併
せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

D 0 0 8 ～ 0 2 5 (略)

第 2 款 (略)

第 2 節 削除

第 3 節・第 4 節 (略)

第 4 部～第 13 部 (略)

第 3 章 (略)

ウ (略)

D 0 0 4 ～ 0 0 6 - 28 (略)

D 0 0 7 血液化学検査

(1) ～ (54) (略)

(新設)

D 0 0 8 ～ 0 2 5 (略)

第 2 款 (略)

第 2 節 削除

第 3 節・第 4 節 (略)

第 4 部～第 13 部 (略)

第 3 章 (略)